

歴史分野授業パッケージ運用要項

(目的)

第1条 この要項は、熊本県博物館ネットワークセンター（以下「ネットワークセンター」という。）が有する歴史資料や専門的知識を学校教育に活用することを目的として、主に高等学校からネットワークセンターに利用依頼がなされた場合の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

(パッケージの内容)

第2条 「古文書に書かれたモノとお金」をテーマとし、江戸時代の古文書及び貨幣を資料として使用する。その際、チーム・ティーチングとしてネットワークセンター職員が授業に参加する。なお、パッケージの詳細は別紙のとおりとする。

(利用の要件)

第3条 学校等からの利用依頼内容が、次の各号の全てを満たす場合に限り、パッケージの利用を承諾するものとする。

- (1) ネットワークセンターの日常業務に支障がないこと。
- (2) 利用に要するネットワークセンター職員旅費、教材費等の費用を全て学校等が負担すること。
- (3) 授業日の前に対面での打ち合わせが可能であること。
- (4) 営利を目的としないこと。
- (5) 政治的または宗教的目的を有していないこと。

(利用方法)

第4条 利用を希望する学校は、利用を希望する日の2週間前までに歴史分野授業パッケージ利用申請書（第1号様式）により、ネットワークセンターに申請する。内容が適当と認められる場合は、ネットワークセンターは申請があった学校に歴史分野授業パッケージ利用承諾書（第2号様式）を通知する。

(パッケージの管理等)

第5条 利用に係るパッケージの運搬は、ネットワークセンターが行うものとする。

- 2 利用終了後は、パッケージの破損・汚損等がないかの確認を学校担当者及びネットワークセンター職員で行う。

附則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

歴史分野授業パッケージ内容

熊本県博物館ネットワークセンター

1 パッケージ内容

- (1) 江戸時代の古文書
- (2) 江戸時代の貨幣
- (3) (1)の複写資料
- (4) 指導演
- (5) 授業ワークシート
- (6) 単位及びくずし字表
- (7) 品目表
- (8) 博物館ネットワークセンター職員のチーム・ティーチング

【パッケージ全体画像】



【班配付時の内容】



2 パッケージ内容詳細

(1) 江戸時代の古文書

- ①高森町瀬井家資料「大福諸錢出入帳」（嘉永6年）
- ②高森町瀬井家資料「晴雨諸事日記帳」（安政5年1月）
- ③高森町瀬井家資料「晴雨諸事日記帳」（安政6年1月）
- ④高森町瀬井家資料「諸上納諸運上諸出銀其外貸方諸買物諸遣錢之覚」（嘉永7年8月）
- ⑤高森町瀬井家資料「諸上納諸運上諸出銀貸方諸買物遣錢覚」（安政3年1月）
- ⑥高森町瀬井家資料「晴雨諸事日記帳」（万延元年7月）

※主に①～⑤を使用。資料の状態によって、⑥に代えて使用する場合がある。

(2) 江戸時代の貨幣

- | | | |
|-------------------|---|-------|
| ①寛永通宝一文銭 | } | 各班提示用 |
| ②寛永通宝四文銭 | | |
| ③天保通宝 | | |
| ④豆板銀 | | |
| ⑤寛永通宝一文銭（①以外の一文銭） | } | 全体提示用 |
| ⑥寛永通宝一文鉄銭 | | |
| ⑦安政一分銀 | | |
| ⑧文久永宝 | | |

※⑤～⑧は1セットのみのため、全体提示用。

(3) (1) の複写資料

各古文書に2部準備

(4) 学習指導案

データでの提供も可能。

(5) 授業ワークシート

データでの提供も可能。生徒配付用の印刷は利用学校が行う。

(6) 単位及びくずし字表（授業者用、生徒用）

データでの提供も可能。生徒配付用の印刷は利用学校が行う。

(7) 品目表（授業者用）

データでの提供も可能。

(8) 博物館ネットワークセンター職員のチーム・ティーチング

ネットワークセンターの1～3名の職員をチーム・ティーチングの講師として派遣。派遣人数は、受講生徒の人数によって調整する。

3 パッケージの利用の際の注意点

パッケージを利用した授業はグループワーク形式で実施し、授業時間1時間につき5グループまでとする。授業の際は、学校が各グループに生徒用机5～6台を準備する。